

犯罪報道における少年犯罪の語られ方に関する 社会学的研究

—1990 年代から 2000 年代を中心として—

研究代表者

筑波大学大学院 人文社会科学研究科社会科学専攻 一貫制博士課程 5 年

赤羽由起夫

1 まえがき

1997 年の神戸連続児童殺傷事件を端緒として、1998 年には黒磯教師殺害事件、2000 年には豊川主婦殺害事件や西鉄バスジャック事件といった「17 歳の殺人」、2003 年には長崎男児誘拐殺害事件、2004 年には佐世保同級生殺害事件など、その異常さによって社会を震撼させるような少年犯罪が相次ぎ、少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化が言われるようになった。そして、これらの凶悪犯罪の多くが「普通の子」によって「いきなり」起こされたと報じられたことで、その衝撃はさらに大きくなった。このような少年犯罪の深刻化を不安視する声を背景として、少年犯罪に対して様々な対策が打ち出されてきた。1997 年には、神戸連続児童殺傷事件をきっかけとして中央教育審議会に「幼児期からの心の教育の在り方について」(いわゆる「心の教育」)の諮問が行われ、スクールカウンセラーの派遣拡大がなされた。また、2000 年には、一連の 17 歳の殺人事件に後押しされるかたちで少年法が厳罰化に向けて改正され、その後、2007 年、2008 年にも再改正が行われた。このようにして少年犯罪は、日本社会の抱える重要課題の一つとなったのである。

この頃の少年犯罪は、少年刑法犯の検挙人員の

増減から、1951 年をピークとする戦後「第一の波」、1964 年をピークとする戦後「第二の波」、1983 年をピークとする戦後「第三の波」に続く、戦後「第四の波」の少年犯罪と呼ばれることになった。しかしながら、この「第四の波」の少年犯罪において喧伝された少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化や「普通の子」の犯罪の増加という認識は、統計的な事実とは異なったものである。いくつかの研究によって示されているように、少年犯罪は必ずしも深刻化しているわけではない(土井 2003; 浜井 2007; 広田 2001; 河合 2004)。そのため、少年犯罪の社会問題化をめぐって問わなければならないことは、なぜ少年犯罪が深刻化したのかではなく、なぜ少年犯罪が深刻化したと人々に認識され、少年犯罪に対する不安が拡大するようになったのかである。つまり、少年犯罪の異常さよりも、少年犯罪への社会的反応の過剰さを説明する必要があるのである。

このように、「第四の波」の少年犯罪のイメージと実像の間には大きなずれがある。それにもかかわらず、人々が少年犯罪の深刻化を信じてしまった大きな要因とは何だろうか。その点で見逃せないのが犯罪報道の影響である。普段の生活において一般人が、犯罪の情報を入手する手段はマス・

メディアの犯罪報道以外にはほとんどない。実際、2004年に内閣府が行った『治安に関する世論調査』によると、「あなたが治安に関心を持ったきっかけは何ですか」（回答は複数選択）という質問に対して、「テレビや新聞でよく取り上げられるから」が83.9%であり、2位の「家族や友人との会話などで話題になったから」の30.0%を大きく引き離している。また、「あなたは、どのような方法で治安や犯罪に関する情報を入手していますか」（回答は複数選択）という質問に対して、「テレビ・ラジオ」が95.7%、「新聞」が80.1%となっている。

このようなメディアの影響力を示す別の根拠としては、人々が、自分たちの周囲では非行がそれほど問題になっていないと感じているにもかかわらず、重大な犯罪を社会的に問題であるとして指摘している点がある。内閣府が2005年に行った『少年非行等に関する世論調査』では、「実際にあなたの周囲で起こり問題となっていること」をあげてくださいという質問への回答が、多い順から「特にない」（34.9%）、「喫煙や飲酒、深夜はいかいたなどの不良行為」（21.9%）となっている一方、「広く社会的にみて問題だと思うこと」をあげてくださいという質問への回答は、多い順から「刃物などを使った殺傷事件」（56.0%）、「ささいなことに腹を立てて暴力を振るう」（46.1%）となっている。このように、実際に周囲で問題になっていない重大な犯罪が社会問題として指摘される背景には、犯罪情報の入手経路として人々の実際の経験情報よりもマス・メディアによる情報の方が強い影響力を持っていることを示している。

犯罪実態の変化とは関係なく、マス・メディアによる犯罪報道によって、ある犯罪が急速に社会問題化する現象はモラル・パニックと呼ばれている（Cohen 1972）。以上で論じたように、本研究の対象である「第四の波」の少年犯罪は、まさしく

モラル・パニックと呼べるものである。そして、この現象が日本社会に与えた影響の大きさを鑑みれば、その全体像を理解する意義は非常に大きいことがわかる。そのために、本研究では、1990年代から2000年代のマス・メディアによる少年犯罪報道を中心として社会学的に検証する。

2 目的

本研究の目的は、1990年代後半から2000年代前半まで大きく社会問題化した戦後「第四の波」と呼ばれる少年犯罪の報道の内容について分析し、どのように、そしてなぜ少年犯罪が語られたのかを明らかにすることである。

3 方法

本研究では、主に以下の三つの方法によって研究を進めた。

3.1 少年犯罪報道の収集

少年犯罪報道の収集を行った。収集の対象としたのは、1997年から2010年までの少年による殺人事件の新聞・週刊誌の報道である。1997年を対象とした理由は、1997年が神戸連続児童殺傷事件のあった年であり、少年犯罪報道が一気に増大したことが明らかとなっているためである（牧野 2006, 2008）。2010年までを対象とした理由は、その翌年の2011年3月11日には東日本大震災が起これ、少年犯罪への関心が完全に途絶えたと判断できるためである。

新聞は、『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』の縮刷版の目次を参考にして選出した記事を収集した。後述するように、縮刷版の目次の分類方法は、新聞社によっても、また年代によっても違いがある。これらの違いをどのように扱うかは後で述べる。ここでは、記事の選出作業全体に共通する注意点をいくつか述べておく。第一に、本研究にお

ける少年による殺人事件とは、殺人未遂、殺人予備、強盗殺人を含んでいる。第二に、国内における外国人の少年による殺人事件は含むが、日本人が被害者となった海外の少年による殺人事件は含まない。第三に、犯人が複数犯で、その中に少年が含まれている殺人事件は含んでいる。第四に、少年法問題やナイフ問題、17歳の殺人といった特集のトピックは、個別の殺人事件の関連記事と見なされる場合には含めている。第五に、おわび記事は含まない。第六に、各紙が自社の報道姿勢について反省的に述べた記事は含んでいる。

先述したように、縮刷版の目次の分類方法は、新聞社や年代によって違いがある。そのため、これらの違いによって選出される記事に偏りが生じないよう、各新聞社、各年代によって以下の方針で目次の記事を選出した。

『朝日新聞』は、目次の大項目「社会」、中項目「犯罪」、小項目「殺人」に分類される記事から、少年による事件と判断できる記事を選出した¹⁾。なお、長崎男児誘拐殺害事件（2003年）は、誘拐として分類されているが、本研究では殺人事件として対象に含めている。

『読売新聞』は、目次の大項目「社会」、中項目「災害・事故・犯罪」、小項目「殺人」に分類される記事から、少年による事件と判断できる記事を選出した。これに加えて、1998年2月から登場した項目、大項目「社会」、中項目「災害・事故・犯罪」、小項目「少年事件」に分類される記事から、殺人事件と判断できる記事を選出した。

『毎日新聞』は、1997年から1999年までは、目次の大項目「社会」、中項目「犯罪」、小項目「殺人」から分類される記事から、少年による事件と判断できる記事を選出した。2000年1月から2004年2月までは、大項目「社会」、中項目「事件」に分類される記事から、少年による殺人事件と判断できる記事を選出した。2004年3月からは

大項目「社会」、中項目「事件」、小項目「殺人」に分類される記事から、少年による事件と判断できる記事を選出した。これに加えて、大項目「社会」、中項目「事件」の冒頭に記載されている記事から、少年による殺人事件と判断できる記事を選出した²⁾。

週刊誌は、大宅壮一文庫雑誌記事索引の大項目「犯罪・事件」、中項目「殺人一般」、小項目「少年の殺人」、および中項目「尊属殺人」、小項目「尊属・身内殺し一般」、「親殺し一般」、および中項目「有名な殺人事件」にある少年の殺人事件の記事³⁾を収集した。対象とした週刊誌は、『AERA』『週刊朝日』『週刊現代』『週刊ポスト』『週刊新潮』『週刊文春』『サンデー毎日』『週刊読売』（2000年4月より『Yomiuri Weekly』に改名、2008年12月14日号を最後に休刊）『週刊女性』『女性セブン』である。

3.2 少年犯罪報道の分析

3.1の基準に従って選出、収集された少年による殺人事件の記事について、以下の二つの方法によってその動向を分析した。

第一に、量的動向の分析である。その作業には以下の三つが含まれている。第一に、各新聞・週刊誌における少年による殺人事件の報道件数をカウントし、その推移を検証した。第二に、各新聞・週刊誌において報道された少年による殺人事件（1997年から2010年の間に発生した事件のみ）の件数をカウントし、その推移を検証した。第三に、各新聞・週刊誌において、報道件数の多かった少年による殺人事件を選出した。

第二に、質的動向の分析である。先述した方法で選出された各新聞・週刊誌において報道件数の多かった少年による殺人事件を主な分析対象として、犯罪少年の描かれ方、少年犯罪の原因論について分析した。

3.3 少年犯罪報道の考察

3.2 において分析された少年犯罪報道を考察するために依拠する理論的視点は、犯罪が社会の道徳的境界の明確化に役立つという機能主義的な犯罪社会学の視点である。この議論は、カイ・T・エリクソン (Erikson 1966) によって提起されたものである。これは、エミール・デュルケム (Durkheim 1893=1971, 1895=1978) の犯罪論を基にして作り上げられた理論的視点であり、後にスタンレー・コーエン (Cohen 1972) によって犯罪報道の解釈にも用いられた。その詳細は本報告書の 5.1 で述べる。

4 結果

本節では、本報告書の 3.2 の分析方法に従って得られた分析結果について詳述する。

4.1 量的動向 1——新聞

表 1 は、各新聞における少年による殺人事件の報道件数の推移である。報道件数の推移の動向について、各新聞の間にそれほど大きな違いはない。全体の推移の動向としては、神戸連続児童殺傷事件のあった 1997 年と、西鉄バスジャック事件を筆頭とする 17 歳による殺人事件が話題となった 2000 年、長崎男児誘拐殺害事件のあった 2003 年から佐世保同級生殺害事件があった 2004 年、寝屋川教師殺害事件のあった 2005 年までがとりわけ報道件数の多い年となっている。

表 2 は、各新聞において報道された少年による殺人事件の件数の推移である。この推移の動向についても、各新聞の間にそれほど大きな違いはない。事件の件数は、おおむね 10 件台から 20 件台の間で推移しているが、一連 17 歳の殺人事件が話題となった 2000 年に一つのピークがある。

表 1 各新聞における少年による殺人事件の報道件数の推移

	朝日新聞	読売新聞	毎日新聞
1997	268	156	284
1998	71	54	99
1999	36	25	56
2000	266	147	179
2001	66	38	46
2002	37	19	23
2003	205	104	148
2004	128	66	129
2005	123	104	118
2006	76	94	100
2007	51	49	73
2008	59	48	74
2009	25	22	46
2010	49	36	44
合計	1460	962	1419

表 2 各新聞において報道された少年による殺人事件の件数の推移

	朝日新聞	読売新聞	毎日新聞
1997	12	14	15
1998	18	23	26
1999	16	17	21
2000	29	24	27
2001	24	21	26
2002	10	10	10
2003	16	18	16
2004	16	13	18
2005	17	17	17
2006	17	20	25
2007	12	16	21
2008	14	13	20
2009	12	13	20
2010	14	16	13
合計	227	235	275

4.2 量的動向 2——週刊誌

表 3 は、各週刊誌における少年による殺人事件の報道件数の推移である。報道件数は週刊誌によってかなりの差があり、『週刊新潮』『週刊文春』が合計 200 件以上となっている一方で、『AERA』『サンデー毎日』『週刊読売』は合計 50~60 件と

表3 各週刊誌における少年による殺人事件の報道件数の推移

	AERA	週刊朝日	週刊現代	週刊ポスト	週刊新潮	週刊文春	サンデー毎日	週刊読売	女性自身	週刊女性	女性セブン
1997	12	18	34	32	32	51	18	25	23	38	29
1998	10	12	9	4	28	16	8	9	6	8	17
1999	0	1	7	0	14	15	10	2	6	4	1
2000	9	13	9	17	32	32	6	5	14	21	9
2001	0	5	1	1	18	5	3	1	11	8	5
2002	1	0	1	3	13	3	1	2	4	4	3
2003	6	5	6	6	15	17	5	2	10	14	10
2004	7	8	18	9	13	18	3	4	10	8	13
2005	0	9	21	6	16	11	4	2	8	3	9
2006	1	12	9	8	16	13	4	6	9	3	7
2007	4	10	9	16	15	13	1	5	8	3	4
2008	3	6	5	9	10	10	2	1	3	2	4
2009	1	6	2	2	4	6	0		0	0	3
2010	3	4	1	1	5	4	1		0	2	3
合計	57	109	132	114	231	214	66	64	112	118	117

表4 各週刊誌において報道された少年による殺人事件の件数の推移

	AERA	週刊朝日	週刊現代	週刊ポスト	週刊新潮	週刊文春	サンデー毎日	週刊読売	女性自身	週刊女性	女性セブン
1997	2	3	8	3	4	5	1	1	2	1	2
1998	5	7	5	2	7	6	5	3	3	4	3
1999	0	1	6	0	5	1	1	1	3	0	0
2000	6	7	6	9	10	10	2	5	8	13	5
2001	0	3	1	1	6	2	1	0	7	1	2
2002	1	0	1	3	6	2	1	0	2	1	0
2003	3	3	3	3	7	3	1	2	3	3	2
2004	4	4	6	2	3	3	2	2	2	1	2
2005	0	8	10	5	5	7	3	2	3	2	5
2006	1	8	5	5	6	3	4	3	4	1	5
2007	3	6	7	8	4	3	1	2	3	2	2
2008	3	5	5	7	5	3	1	0	1	2	1
2009	0	6	2	2	2	2	0		0	0	1
2010	3	1	1	1	5	3	0		0	1	3
合計	31	62	66	51	75	53	23	21	41	32	33

少ない。しかし、報道件数の推移の動向については、各週刊誌の間にそれほど大きな違いはなく、どの週刊誌においても、1997年、2000年、2003年、2004年が報道件数の多い年となっている。

表4は、各週刊誌において報道された少年による殺人事件の件数の推移である。報道された殺人事件の件数も週刊誌によってかなりの差があり、『週刊新潮』が合計75件に達している一方で、『サンデー毎日』『週刊読売』は20件代にとどまっている。この推移の動向についても、各週刊誌の間にそれほど大きな違いはない。事件の件数は、おおむね10件を超えない程度の間で推移しているが、一連の17歳の殺人事件が話題となった2000年に一つのピークがある。

4.3 量的動向3——報道件数の多い事件

以上で明らかにした量的動向を踏まえつつ、個々の少年事件の語られ方についての質的動向を知るため、報道件数の多い少年による殺人事件を選出した。

表5は、各新聞において報道件数の多かった少年による殺人事件である(上位5件)。各新聞において選出される事件にほとんど差はなく、神戸連続児童殺傷事件(1997年)、西鉄バスジャック事件(2000年)、岡山バット母親殺害事件(2000年)、長崎男児誘拐殺害事件(2003年)、佐世保同級生殺害事件(2004年)、寝屋川教師殺害事件(2005年)の6つの事件が多く報道されていた。

表5 各新聞において報道件数の多かった少年による殺人事件

朝日新聞		読売新聞		毎日新聞	
神戸連続児童殺傷事件（1997年）	261	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	136	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	290
西鉄バスジャック事件（2000年）	103	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	48	佐世保同級生殺害事件（2004年）	101
長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	101	佐世保同級生殺害事件（2004年）	43	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	79
佐世保同級生殺害事件（2004年）	72	西鉄バスジャック事件（2000年）	39	西鉄バスジャック事件（2000年）	55
岡山バット母親殺害事件（2000年）	42	寝屋川教師殺害事件（2005年）	23	寝屋川教師殺害事件（2005年）	31

表6 各週刊誌において報道件数の多かった少年による殺人事件

AERA		週刊朝日		週刊現代	
神戸連続児童殺傷事件（1997年）	19	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	15	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	46
光市母子殺害事件（1999年）	4	奈良母子放火殺害事件（2005年）	10	佐世保同級生殺害事件（2004年）	19
佐世保同級生殺害事件（2004年）	4	光市母子殺害事件（1999年）	5	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	6
西鉄バスジャック事件（2000年）	3	栃木リンチ殺人事件（1999年）	4	堺通り魔事件（1998年）	3
奈良母子放火殺害事件（2005年）	3	佐世保同級生殺害事件（2004年）	4	光市母子殺害事件（1999年）	
		石巻3人殺傷事件（2010年）		西鉄バスジャック事件（2000年）	
				岡山バット母親殺害事件（2000年）	
				山口バット母親殺害事件（2000年）	
				寝屋川教師殺害事件（2005年）	
				会津若松母親殺害事件（2007年）	

週刊ポスト		週刊新潮		週刊文春	
神戸連続児童殺傷事件（1997年）	42	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	67	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	67
西鉄バスジャック事件（2000年）	7	光市母子殺害事件（1999年）	17	西鉄バスジャック事件（2000年）	15
佐世保同級生殺害事件（2004年）	7	西鉄バスジャック事件（2000年）	11	佐世保同級生殺害事件（2004年）	11
光市母子殺害事件（1999年）	6	堺通り魔事件（1998年）	6	光市母子殺害事件（1999年）	11
山口バット母親殺害事件（2000年）	6	岡山バット母親殺害事件（2000年）	6	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	10
		長崎男児誘拐殺害事件（2003年）			

サンデー毎日		週刊読売		女性自身	
神戸連続児童殺傷事件（1997年）	21	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	35	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	36
松本リンチ殺人事件（1997年）	10	光市母子殺害事件（1999年）	5	西鉄バスジャック事件（2000年）	6
長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	5	黒磯教師殺害事件（1998年）	2	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	6
西鉄バスジャック事件（2000年）	4	西鉄バスジャック事件（2000年）	2	佐世保同級生殺害事件（2004年）	5
佐世保同級生殺害事件（2004年）	3	佐世保同級生殺害事件（2004年）	2	光市母子殺害事件（1999年）	5
		奈良母子放火殺害事件（2005年）		奈良母子放火殺害事件（2005年）	
		山口高専生殺害事件（2006年）			

週刊女性		女性セブン	
神戸連続児童殺傷事件（1997年）	37	神戸連続児童殺傷事件（1997年）	42
長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	11	西鉄バスジャック事件（2000年）	7
西鉄バスジャック事件（2000年）	7	佐世保同級生殺害事件（2004年）	6
佐世保同級生殺害事件（2004年）	4	長崎男児誘拐殺害事件（2003年）	5
光市母子殺害事件（1999年）	3	奈良母子放火殺害事件（2005年）	4
豊川主婦殺害事件（2000年）	3		

表6は、各週刊誌において報道件数の多かった少年による殺人事件である（上位5件、同じ報道件数の場合も含む）。各週刊誌において選出される事件について、神戸連続児童殺傷事件（1997年）の圧倒的な報道件数の優位は揺るがないものの、その他の事件についてはかなりのばらつきがある。この理由としては、新聞と違って週刊誌は、対象とする読者層の違いが大きいため扱われる事件にばらつきがあること、また、新聞や他の週刊誌と

の差異化を図ったスクープも多くあるため、あえて他紙と違う事件が報じられることなどが考えられる。

4.4 質的動向1——犯罪少年の描かれ方

4.4と4.5では、4.3で選出された少年事件の報道を主な分析資料として、その質的動向を探る。ここでは、犯罪少年の描かれ方について記述する。犯罪少年の描かれ方には次の二つがある。それ

は第一に、「普通の子」「良い子」「まじめな子」など、非行歴・問題行動のない「普通の子」である（今後は、「良い子」「まじめな子」などを含めて「普通の子」と呼ぶ）。第二に、非行歴・問題行動のある典型的な「凶悪」犯罪少年である。

「普通の子」は、黒磯教師殺害事件（1998年）の際に注目を集めて、『普通の子』キレて凶行 栃木の教師刺殺事件 遅刻注意され『ざけんじゃねえ』（『朝日新聞』1998.1.29朝刊、35面、見出し）といった報道がなされてから以来、多く語られるようになったものである。それは例えば、豊川主婦殺害事件（2000年）における「まじめで勉強できる子が危ない 愛知体験殺人 家族も友達も気づかなかった、高3特待生の異常」（『週刊朝日』2000.5.26号: 142-4、記事タイトル）、「つかこうへいが行く！ 17歳少年主婦惨殺事件の現場 母親たちよ“よい子幻想”を捨て去れ！」（『女性自身』2000.6.6号: 206-7、記事タイトル）といった報道や、長崎男児誘拐殺害事件（2003年）における「長崎・幼児誘拐殺人 “普通の少年、がむき出した悪意」（『サンデー毎日』2003.7.29号: 3-5、記事タイトル）といった報道、佐世保同級生殺害事件（2004年）における『普通の子と違うのか』会見で『判断つかぬ』（『朝日新聞』2004.9.16朝刊、38面、見出し）といった報道などがある。

この「普通の子」の凶悪犯罪は、社会的・外面的には問題が見られないため「心」の問題として語られやすい特徴をもっている（赤羽 2007; 土井 2003: 281-308）。それは例えば、「一方で今回の決定は、一見『普通』に見えても、重大な問題を抱えている子どもがいる可能性を明らかにした。女兒は成績が優秀で生活態度も問題がないとされ、付添い人も当初は『コミュニケーション能力に問題はない』とみていた。大勢の『普通の子』の中に埋もれた本当に問題を抱える子どもを、学校や家庭はどう発見し、どう対処するのか。私たちは

重い課題を投げかけられた」（「内面に迫った精神鑑定（解説）」『朝日新聞』2004.9.16朝刊、1面）というような報道である。

非行歴・問題行動のある典型的な「凶悪」犯罪少年としては、堺通り魔事件（1998年）における「大阪・堺市母子殺傷事件 5才の少女の命を奪ったシンナー包丁魔 誰もが怯えていた『奇行』（『女性セブン』1998.1.29号: 27-31）といった報道や、光市母子殺害事件（1999年）、「山口発 母子殺人 18歳少年の不可解 凶行当日、銃乱射ゲームに狂う」（『週刊朝日』1999.5.14号: 168-9、記事タイトル）といった報道などがある。

以上で紹介した犯罪少年の描かれ方のうち、本報告書では、「普通の子」による少年犯罪に関する報道に着目して今後の議論を進めたい。その理由は次の二点である。第一に、「普通の子」による少年犯罪は圧倒的に多く報じられているため、「第四の波」の少年犯罪の全体像を考察する上で重要であると考えられるからである。第二に、典型的な「凶悪」犯罪少年の事件は、とりわけ週刊誌においては一般的に報道されやすいものであり、「第四の波」の少年犯罪報道に特有のものとは言えないからである。

以上を踏まえ、4.5では、「普通の子」の「心」の内容について、その原因論を分析する。

4.5 質的動向2——少年犯罪の原因論

「第四の波」の少年犯罪の原因論として代表的なものは以下の三点である。それは第一に、「心の闇」、第二に、広汎性発達障害を中心とする精神疾患、第三に、テレビゲーム・インターネットを中心とするメディア有害論である。

4.5.1 「心の闇」

「心の闇」は、「第四の波」の少年犯罪を語る上でのキーワードとして非常に有名なものである。

「心の闇」は、神戸連続児童殺傷事件（1997年）の新聞報道において、「憎悪潜む “心の闇”」（『読売新聞』1997.6.29 朝刊、3面、見出し）として少年犯罪報道で初登場した言葉である。そして、その後も「僕を止めて17歳（上）メモ 深い心のやみつづる」（『朝日新聞』2000.6.7 夕刊、14面、見出し）、「戦慄の供述！ 『心の闇』を明かした長崎『12歳少年』」（『週刊新潮』2003.8.14・20号:30-4、記事タイトル）、「佐世保・小6殺人 11歳女兒の『心の闇』と『衝動』」（『週刊朝日』2004.6.18号:22-6、記事タイトル）といった報道のように、様々な事件において使用されることとなった。

「心の闇」とは、「心」の中にある理解不能で危険な状態として語られたものである（赤羽 2013: 43）。それは例えば、「なぜJ君をねらったのか、なぜ頭部を切断しなければならなかったのか——捜査本部の調べにも少年ははっきりとした動機を話していない。『心の闇（やみ）』は深い」（「14歳『心の闇』 緊急報告 児童殺害（上） 大人に見せない別の顔」『朝日新聞』1997.6.30 朝刊、39面）といった報道や、「『（体重が）重い』『ぶりっ子』と中傷されたことがなぜ、首を切るという行為に結びつくのか——。犯行と動機の落差。女兒の “心の闇” に分け入る作業はこれからだ」（「佐世保・小6事件1週間 消えぬ『なぜ?』 犯行と動機 大きな落差」『読売新聞』2004.6.8 夕刊、15面）といった報道に表れている。そのため、厳密に言えば、「心の闇」は原因論ではなく、「心」に原因があることを指し示してはいても、その原因が具体的には特定できていない状況を表す言葉である。

後の考察のために、「心の闇」の語られ方の特徴を指摘すれば以下の点があげられる。それは、「心の闇」が、大人に対して、子どもの「心」の理解を通じた継続的な社会的関わりを要求する文脈で用いられたことである（赤羽 2013: 49-51）。それ

は例えば、『心の闇』という簡便な言葉で素通りしては、Sちゃんの悲劇はいつかまた現実になるだろう。家庭が、学校が、社会が、気配を察する五感を取り戻し、いまそこにある闇を照らすしかない」（「編集手帳」『読売新聞』2003.7.10 朝刊、1面）、「少年犯罪について、個々の実態に即した対策が必要なのはもちろんだ。また非行の兆候には親や学校、警察など関係者が連携をとって敏感に対処すべきは当然である。が同時に、どんな対策の光もとどかない不可解な闇が少年少女すべての心の内にあることも忘れてはならない。」（「'03夏視点 12歳の『闇』 ひとつとではない大人はみな当事者 論説委員 柳川時夫（社説）」『毎日新聞』2003.7.28 朝刊、5面）といった報道に表れている。

4.5.2 精神疾患

「第四の波」の少年犯罪では、犯罪少年の精神疾患の存在が大きな注目を集めた。しかしながら、少年犯罪報道において、精神疾患が犯罪の原因として語られることは、「第四の波」のみの特徴ではない。なぜなら、過去の少年犯罪の新聞報道を見ると、終戦から1970年代までは少年の精神疾患がしばしば言及されていたからである（赤羽 2012; 大庭 2000）。そのため、「第四の波」において注目すべきは、精神疾患が語られたことだけでなく、その精神疾患の種類である。

「第四の波」においては、以下の三つの精神疾患がとりわけ多く指摘された。それは第一に、性的サディズム、第二に、行為障害、第三に、広汎性発達障害である。

性的サディズムは、神戸連続児童殺傷事件（1997年）において原因の一つとして指摘された精神疾患であり、例えば「The NEWS 『性的サディズムが原因』 『酒鬼薔薇聖斗』少年の精神鑑定書の読み方」（『週刊現代』1997.10.18号:55、記事タ

イトル) というように報道された。なお、性的サディズムとは「相手に苦痛を与えることで性的に興奮するという性的嗜好の異常」(「酒鬼薔薇の性衝動と殺人 精神鑑定で性障害と行為障害」『AERA』1997.10.13号: 66) である。しかしながら、性的サディズムは、神戸連続児童殺傷事件(1997年)の週刊誌報道においてとりわけ多く報道されたもの、逆にそれ以外ではほとんど報道されていない精神疾患でもある。そのため、性的サディズムは、「第四の波」の少年犯罪の全体像を考察する上では、必ずしも重要なものとは言えない。

行為障害は、神戸連続児童殺傷事件(1997年)、西鉄バスジャック事件(2000年)、大分一家六人殺傷事件(2000年)において報道された精神疾患であり、例えば「ニュース・カプセル 神戸・少年Aの精神鑑定で下された『行為障害』は決して特殊な症状ではない」(『女性セブン』1997.10.30号: 38、記事タイトル) というように報道された。なお、行為障害とは「他人の人権や年齢相応の社会規範を反復して侵害する行動形態」(「神戸の児童殺傷 容疑の中 3『行為障害』」『朝日新聞』1997.9.30朝刊、1面) である。しかしながら、行為障害は、次に紹介する広汎性発達障害が注目を集めるようになった2000年以降、ほとんど報道されなくなった精神疾患である。そのため、行為障害も、「第四の波」の少年犯罪の全体像を考察する上では、必ずしも重要なものとは言えない。

広汎性発達障害は、その一種であるアスペルガー症候群とともに多くの少年事件において報道された。例えば、豊川主婦殺害事件(2000年)、長崎男児誘拐殺害事件(2003年)、佐世保同級生殺害事件(2004年)では犯罪少年のアスペルガー症候群が報道され、寝屋川教師殺害事件(2005年)、奈良母子放火殺害事件(2006年)では犯罪少年の広汎性発達障害が報道された。なお、「広汎性発達障害は自閉症を中心とする発達障害」であり、そ

の中でも、「生来的な脳の機能異常により、対人関係、コミュニケーション、想像力の三つの領域に障害を持ち、知的な遅れと幼児期の言葉の発達の遅れない場合に『アスペルガー症候群』と診断される」(「長崎事件 アスペルガー症候群に理解を 中京大学助教授(臨床心理学) 辻井正次(私の視点)」『朝日新聞』2003.10.15朝刊、14面) ものである。本報告書では、「第四の波」の少年犯罪の全体像を考察する上で、広汎性発達障害を中心に考察したいと考える。なぜなら、広汎性発達障害は他の精神疾患とは違って、2004年の発達障害者支援法の制定など様々な施策に結びつき、概念としても一般に定着するに至ったからである。

後の考察のために、広汎性発達障害の語られ方の特徴を指摘すれば以下の点があげられる。それは、広汎性発達障害が、対人関係やコミュニケーションなどのような社会性の障害を主な症状とした精神疾患であるという点である(赤羽 2012: 113-6)。それは例えば、「他者の心情をうまく感じ取ることが苦手で、従って適切な行動が困難になりやすい。簡単に言えば、会話をしていて当然すべき返答や相づちが適切なタイミングでできない。相手の様子と無関係に、延々と一方的に話し続けてしまう人もいる。また独特の興味を持ち、それだけに没入しやすいのも特徴です」⁴⁾(「6大冷血少年事件の『その後』 小6同級生殺害・長崎少女A施設での現在と肉声 父親の告白、担任教師の懺悔など」『週刊現代』2005.12.10号: 50) といった報道に表れている。

4.5.3 メディア有害論

メディア有害論は、テレビゲームやインターネットの悪影響により少年犯罪が起こるという、原因論としてはなじみ深いものである。このメディア有害論自体は、明治期の小説への批判にまでさかのぼることができるものであり(高橋 1992)、

「第四の波」特有のものとは言えない。しかしながら、少年による凶悪犯罪の報道において、これほどメディア有害論が語られたのは、少なくとも戦後の少年犯罪報道の歴史から見れば初めてである。

メディア有害論は、神戸連続児童殺傷事件(1997年)において、「ゲーム世代 現実超え」(『朝日新聞』1997.6.29 朝刊、3面、見出し)というように報道されたほか、西鉄バスジャック事件(2000年)では、「今回の事件をめぐっては、コンピューターがつくる仮想現実との関連も論じられている。『我は天帝なり』』といった声明文は、テレビゲームなどの影響を推測させる。」(「少年の心の解明を待とう(社説)」『朝日新聞』2000.6.6 朝刊、2面)といった報道、佐世保教師殺害事件(2004年)では、「佐世保事件 ネットの海を漂う子(社説)」(『朝日新聞』2004.6.5 朝刊、見出し)といった報道、寝屋川教師殺害事件(2005年)では、「事件追跡 17歳少年を寝屋川市立中央小学校『教師刺殺』に走らせたゲーム脳 あなたの子供も危ない 1日3時間のテレビゲームで前頭葉に異常」(『週刊ポスト』2005.3.4号:44-5、記事タイトル)といった報道などがなされた。

後の考察のために、メディア有害論の語られ方の特徴を指摘すれば以下の点があげられる。それは、テレビゲームやインターネットなどのメディアへの没入が、子どもを現実の社会関係から離脱させる危険性が強調されている点である。それは例えば、「共通しているのは家族のコミュニケーションが乏しいという点だ。少子化、核家族化で、もともと家族の規模が小さいうえ、夫婦仲が悪かったりすると、子どもは必然的に個室に閉じこもる。そこでインターネットやゲームにのめり込み、非現実的な妄想を膨らませて、心の闇を深くする。」⁵⁾(「検証 少年犯罪 6 専門家2人の考え」『読売新聞』2004.9.28 朝刊、38面)、「ネット世

界については、ネットサーフィンという言葉に象徴されるような『広がり』が強調されがちだ。しかし実は『深さ』を持つ世界でもある。つまり、日常では決して出合わないような、異常な「趣味」「性向」の世界が待ち受けている。『死』『殺人』など深く入れば入るほど、その異常さは増していく。」(「ネット『迷宮』から子供を救い出せ 佐世保事件『小6 女児』を蝕んだ場所」『週刊読売』2004.6.27号:22)といった報道に表れている。

5 考察

改めて確認すれば、本研究の目的は、「第四の波」の少年犯罪報道の内容について分析し、どのように、そしてなぜ少年犯罪が語られたのかを明らかにすることであった。これまでの節における検証作業は、この問いの前半部分の「どのように」少年犯罪が語られたのかを明らかにしたものである。本節では、この問いの後半部分の「なぜ」少年犯罪が語られたのかを明らかにする。

5.1 道徳的境界の明確化としての犯罪報道

本報告書の「1 はじめに」でも少し触れたように、マス・メディアによる犯罪報道によって、ある犯罪が急速に社会問題化する現象はモラル・パニックと呼ばれている。「第四の波」をめぐるモラル・パニックについて考察するためには、この現象に対する社会学の理論的な理解が必要になる。そのために、ここでは、エリクソン(Erikson 1966)の議論を中心に概説する。

エリクソンの議論は、デュルケム(Durkheim 1893=1971, 1895=1978)の犯罪論を発展させたものである。エリクソンは、デュルケムの犯罪論から次の二つ考えを取り上げている。それは第一に、犯罪が社会の集合性を強める機能があるという議論と(Durkheim 1893=1971: 72-111)、第二に、全ての社会には必ず犯罪が存在するという犯罪の常

態性についての議論である (Durkheim 1895=1978: 121-65)。以上のデュルケムの二つの考えを、エリクソンは道徳的境界の明確化という観点から捉え直している (Erikson 1966: 4, 26)。すなわち、共同体がその集合性を維持するためには、人々が共有する道徳がなければならないが、その道徳における善悪の区別である道徳的境界を明確化するためには犯罪者が存在しなければならないのである。

エリクソンによれば、「人間共同体とは境界の維持であると言うことができ、そして、その意味で共同体の成員は、自身でその活動を特定の範囲に制限し、その範囲から外れた行為を、何かしら不適切で不道徳的なものであるとみなす傾向にある」(Erikson 1966: 10) という。つまり、どのような共同体においても、善悪の道徳的境界を維持する必要があるのである。そして、エリクソンは次のように言う。「境界を引くために社会が見出せる唯一の資源は、その成員の行動だけである。(中略)そして、その集団の外縁を位置づけ公表する上で最も効果的な働きをする相互作用は、一方で逸脱者、もう一方で共同体の公式なエージェントとの間に生じるものであると思われる」(Erikson 1966: 10-1)。つまり、共同体がその道徳的境界を明確に示すためには、道徳的境界を挟んで対峙する共同体と逸脱者との相互作用を提示することが最も効果的なのである。エリクソンは、現代社会においては、マス・メディアのニュースこそが、逸脱者と統制のエージェントとが出会い、人々が道徳的境界を学習する場となると指摘している (Erikson 1966: 12)。

モラル・パニック論の代表的な論者であるコーエンは、エリクソンの考えを受けて、モラル・パニックを、社会の道徳的境界が不鮮明になったときに、新たにそれを明確化する過程として捉えられると論じている (Cohen 1972: 162)。つまり、モラル・パニックとは、社会の道徳的境界が不鮮

明になったときに、逸脱者を集合的に非難することによって、新たに道徳的境界を明確化する過程として捉えられるのである。そのため、社会が新たに道徳を明確化する必要が生じた際には、その道徳に関連する犯罪が非難の対象として人々に見出され、モラル・パニックが生じるのである。

以上の議論を踏まえると、「第四の波」の少年犯罪をめぐるモラル・パニックを理解するためには、これによってどのような道徳的境界が明確化されたのかを明らかにすることが必要なのである。さらに言えば、ここで言う道徳とは、子どもの教育をめぐる道徳であり、これが「第四の波」の少年犯罪の語られ方を規定していると考えられるのである。

5.2 「普通の子」の「心」の社会問題化

ここでは、最初に「普通の子」の「心」が社会問題化した社会的背景について考察することから始めたい。

最初に、基本的な事実として確認しておきたいのは、「普通の子」の「心」が社会問題化した「第四の波」の少年犯罪があったからこそ「心」への教育的関心が高まったのではなく、「心」への教育的関心が高まっていく過程で「普通の子」の「心」が社会問題化したという点である (赤羽 2013: 45-9)。実際、1980年代後半から1990年代前半にかけて社会問題化したいじめや不登校は、「第四の波」の少年犯罪に先行して、すでに「心」の問題として語られるようになっていく (伊藤 1996; 加野 2001)。

このような社会的背景として指摘できるのは、個人が集団から解放されていく社会の個人化である (Beck 1986=1998)。すなわち、多様化・流動化した社会的状況において人々は、自律的に行為できる個人であることをますます要求されるようになったのである。人々が「心」への関心を強めて

いく心理主義化と呼ばれる社会現象は、そのような自律的個人が「心」の自己コントロールを必要としているために生じたのである（森 2000; 山田 2007）。そして、そのような流れと並行して、個性や主体性などを備えた自律的な「心」が教育目標として重視されるようになってきたのである（本田 2005: 39-74; 山田 2007: 120-84）。

5.1 において指摘したように、新たに道徳を明確化する必要が生じた際に、その道徳に関連する犯罪が非難の対象として人々に見出され、モラル・パニックが生じるとすれば、「普通の子」の少年犯罪の社会問題化は次のように理解できるだろう。それは、人々の教育に関する道徳的関心が「心」に集中したからこそ、「心」以外の問題の側面を見出すことができない、すなわち「心」だけが逸脱した「普通の子」の犯罪がモラル・パニックの対象となったということである。つまり、子どもの「心」の教育をめぐる日本社会の道徳的境界を明確化するために、最も象徴的な逸脱事例こそが「普通の子」の少年犯罪だったのである。

5.3 社会の個人化と「第四の波」の少年犯罪

本報告書の4.5では、「第四の波」の少年犯罪の代表的な原因論として、「心の闇」、広汎性発達障害、メディア有害論を取り上げた。ここでは、これらの原因論が語られる背景にある人々の教育に関する道徳意識について考察する。あらかじめ結論を述べておけば、これらの原因論は、いずれも、何かしらの形で子どもの「心」が社会関係から離脱してしまうことを逸脱視するものであるという特徴がある。すなわち、大人が社会的に関われない「心の闇」を抱えた子どもの「心」や、広汎性発達障害という対人関係やコミュニケーションという社会性の障害を抱えた子どもの「心」、メディアへの没入によって現実の社会関係から遠ざかった子どもの「心」が、逸脱的な「心」として問題

視されていたのである。要するに、「第四の波」の少年犯罪の語られ方は、子どもの「心」が社会関係から離脱することを禁止する教育的な道徳を反映していたということである。

この点について、先述した社会の個人化と関連を明確にしたい。社会の個人化は、個人主義的な道徳が優越する社会状況を生み出すことになるが、人々の「心」への関心の増大である心理主義も、個人の「心」の尊重という個人主義の一形態とみなせるものである（森 2000; 山田 2007）。ところで、個人主義の道徳には、自己のみの人格の尊重と、他者を含めた個人一般の人格の尊重とをどのように調停するのかという問題が存在する。これは、社会学の歴史をさかのぼれば、デュルケムの頃から論じられていたものである。例えば、『自殺論』では、自殺の原因となる「社会的自我にさからい、それを犠牲にして個人的自我が過度に主張されるような」「常軌を逸した個人化」（Durkheim 1897=1985: 248）である自己本意主義と、個人主義の道徳が表裏一体の関係にあることが指摘されている。すなわち、「個人主義が鼓舞されると、どうしても、自己本位主義もそれだけ発達しないわけにはいかない」（Durkheim 1897=1985: 463）のである。デュルケムにとって個人主義とは、「我ではなく個人一般の賛美」（Durkheim 1970=1988: 212）による「社会化された個人主義」（宮島 1977: 89-94）であり（山田 2007: 66）、それこそが、個人の自律性と社会の凝集性の両方を同時に実現するものであった。一方で、個人の人格一般ではなく、自らの人格のみを重視し、社会から切り離された個人のあり方を、自己本位主義のような病理的な形態として論じたのである。

ここでデュルケムを引用したのは、個人の社会関係からの離脱が、個人主義と表裏一体のリスクであるということを示したかったからだけではない。ここで重要なのは、このようリスクを問

題とみなす発想が、社会学者だけではなく、社会一般の認識としても生じるという点である。つまり、個人の「心」の尊重という個人主義の一形態が優越した現代社会においては、社会関係からの「心」の離脱が避けるべきリスクであるという認識が社会一般の認識としても生じるのである。そのため実際、自己だけではなく他者の「心」の尊厳を守りつつ、自ら社会関係を構築・維持できる自律的な「心」をもつことが要求されるようになったのである（森 2000; 山田 2007）。そして、社会関係から離脱した子どもの「心」が、「第四の波」の少年犯罪とともに社会問題化し、「心」の教育をめぐる個人主義的な道徳が明確化されたのである。

以上、本研究では、1997年から2010年までの新聞・週刊誌による少年の殺人事件の報道を対象として、「第四の波」の少年犯罪が、どのように、そしてなぜ語られたのかを明らかにしてきた。ところで、戦後の日本社会において、少年犯罪は、ほぼ20年ごとの周期で大きく社会問題化してきた歴史がある。そのため、次に少年犯罪が大きく社会問題化する機会も遠からずあるだろうと予測される。その時には、少年犯罪報道の内容についての冷静かつ正確な分析が必要とされるだろうし、その中でも社会学的な研究は重要な役割を占めることになるだろう。本研究の知見が、そのような今後の少年犯罪報道の社会学的研究の可能性を広げる一助となれば幸いである。

[注]

- 1) この記事の選出基準については牧野（2006）を参考にしている。
- 2) その理由は、過去の少年による殺人事件の続報（「～事件から〇年」など）が、この欄に記載されているためである。
- 3) 「有名な殺人事件」からは「酒鬼薔薇事件」「サレジオ高首切り」「連続射殺（永山則夫）」の記

事が選出された。

- 4) 十一元三（京都大学教授）のコメント。
- 5) 原口幹雄（家庭問題情報センター専務理事）のコメント。

[文献]

- 赤羽由起夫, 2007, 「少年非行における医療化と厳罰化——『子供と医療化』の再検討」『犯罪社会学研究』32: 104-18.
- , 2012, 「少年犯罪と精神疾患の語られ方——戦後の新聞報道の分析を通じて」『犯罪社会学研究』37: 104-18.
- , 2013, 「なぜ『心の闇』は語られたのか——少年犯罪報道に見る『心』の理解のアンミ——」『社会学評論』64(1): 37-54.
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局.)
- Cohen, Stanley, 1972, *Folk Devils and Moral Panics: The Creation of the Mods and Rockers*, Routledge.
- Durkheim, Émile, 1893, *De la division du travail social: étude sur l'organisation des sociétés supérieures*, P. U. F. (=1971, 田原音和訳『社会分業論』青木書店.)
- , 1895, *Les règles de la méthode sociologique*, P. U. F. (=1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店.)
- , 1970, *La science sociale et l'action*, P. U. F. (=1988, 佐々木交賢・中島明勲訳『社会学と行動』恒星社厚生閣.)
- , 1897, *Le suicide: étude de sociologie*, P. U. F. (=1985, 宮島喬訳『自殺論』中央公論社.)
- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅——個性神話と少年犯罪』信山社.

- Erikson, Kai T., 1966, *Wayward Puritans: A Study in the Sociology of Deviance*, Pearson Education.
- 浜井浩一, 2007, 「非行・逸脱における格差(貧困)問題——雇用の消失により, 高年齢化する少年非行」『教育社会学研究』80: 143-62.
- 広田照幸, 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- 本田由紀, 2005, 『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT 出版.
- 伊藤茂樹, 1996, 「『心の問題』としてのいじめ問題」『教育社会学研究』59: 21-37.
- 加野芳正, 2001, 「不登校問題の社会学に向けて」『教育社会学研究』68:5-23.
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』岩波書店.
- 牧野智和, 2006, 「少年犯罪報道に見る不安——『朝日新聞』報道を例にして」『教育社会学研究』78: 129-46.
- , 2008, 「少年犯罪をめぐる『まなざし』の変容——後期近代における」羽濑一代編『どこか〈問題化〉される若者たち』恒星社更生閣, 3-24.
- 宮島喬, 1977, 『デュルケム社会理論の研究』東京大学出版会.
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻——感情マネジメント社会の現実』講談社.
- 大庭絵里, 2010, 「メディア言説における『非行少年』観の変化」『国際経営論集』39: 155-64.
- 高橋一郎, 1992, 「明治期における『小説』イメージの転換——俗悪メディアから教育的メディアへ」『思想』812: 175-92.
- 山田陽子, 2007, 「『心』をめぐる知のグローバル化と自律的個人像——「心」の聖化とマネジメント』学文社.